

令和8年度 しんぐうマルシェ 出店者募集要項

1. 目的

新宮町内事業者（一部町外事業者も含む）において、地域特産品（野菜や果物、加工品や工芸品等、自慢の一品）を、通常よりもお手頃な価格で宣伝・販売等を行うとともに、消費者、生産者、商工業者が一体となって参画・交流を深めることにより、新宮町と連携をし、町民及び近隣の皆様への観光施策の推進・地域行事としての定着及び地域特産品の販売促進を図ることを目的とします。

2. 主催者

一社) 新宮町おもてなし協会

3. 開催日時

基本、毎月第2・4土曜日開催。但し、8月及び12月第4週・1月第2週土曜日は休みとなります（全20回を予定）。時間は9:30～14:00。但し、そぴあしんぐうにてイベント開催時は時間を変更する場合があります。

※搬入は8:30～9:00までに、搬出は14:00～14:30までに完了して下さい。また、搬入・搬出前後には各店舗のテントの設営にご協力いただきます。尚、マルシェ営業時間内の途中退店はできません。14:00以降に退店をお願いします。

※日程・時間及び開催月等は、変更になる場合があります。また、別会場にて追加開催をご案内する場合があります。

※小雨決行、荒天中止。また開催中に強風・雷等で危険と判断した場合、途中で中止する場合があります。

※搬入出に使用する車両は、関係者車両駐車場（そぴあしんぐう建物裏又は第2駐車場）へ移動して下さい。

※マルシェ開始前9:15分より全体朝礼を行います。当日出店者の代表者は必ずご出席をお願いします。

4. 開催場所

新宮町立そぴあしんぐう 芝生広場（新宮町新宮東四丁目1-1）

※新宮町のイベント開催に伴い、会場を変更する場合があります。

5. 出店資格

開催目的を理解し、出店条件を満たしている団体及び個人。基本、町内事業者を優先。

※一部、新宮町外の事業者枠を設ける予定です。

6. 出店申込

所定の出店申込書に必要事項をご記入のうえ、申込書を下記まで郵送・FAXまたはご持参ください。ご送付いただいた書類を確認後、速やかに受領連絡を差し上げます。

【提出先】

一般社団法人 新宮町おもてなし協会（新宮町観光案内所）担当：中村・池田・大穂

〒811-0112 福岡県糟屋郡新宮町下府2-6-8

TEL：092-981-3470 FAX：092-981-3469

7. 出店料

1回出店 1ブースあたり：1,000円

※お支払いは当日現金にてお願いします。(領収書を用意しております)

※お支払い受付時間は、会場内本部にて当日の 13:00～14:00 となります。

※イベントに関する共通備品・広告宣伝費・イベント消耗品等に充当いたします。

8. 出店募集期間

令和8年2月14日(土)～令和8年3月28日(土)

上記期間後は、随時募集はいたしますが、出店スペースの空き状況次第とさせていただきます。

9. 出店募集区画数

1ブース×20店舗程度

※出店スペースは、1事業者につき原則1区画までとします。

2.5m × 2.5m (各事業者・飲食・ハンドメイドなど：ワンタッチテント1台分) です。

※応募者多数の場合は、出店内容等で選考させていただき、回答いたします。

※車を利用した販売に関しては、会場の使用制限等により、おもてなし協会のキッチンカーのみとし
または、状況によっては事務局が認めたキッチンカーなどといたします。(2～3台程度)

※場合によっては、主催者及び新宮町が認定した店舗が追加出店になる可能性があります。

10. 出店規約

(1) 出店条件

- ① 出店者は主催者の指示に従うこと。
- ② 出店者はコンプライアンスを遵守すること。
- ③ 当事業の目的を理解し、通常よりも安価又は同価格での提供をすること。
- ④ 原則、新宮町で販売されている野菜や果物、加工品等を積極的に活用すること。
- ⑤ 出店にあたり「新宮町」のPRを行うこと。
- ⑥ 出店スペースの配置位置は主催者が決定し、その指示に従うこと。
- ⑦ 出店スペースを破損させた場合は、自己負担により現状回復をすること。

※すべての条件を満たすものではありません。

尚、マルシェ事業の実施にあたり、主催者側から出店事業者に出店依頼をする場合があります。

- ⑧ 食品衛生法に基づく許可と露天営業の申請が必要なものは、あらかじめ出店者側で許可を受けること。
また、食品の販売に必要な表示(名称・原材料・食品添加物名・消費期限または賞味期限・製造者等)
は確実に行うこと。その他、出店者個々の営業に必要な許認可は、出店者側で対応を行い、許認可を受けた書面の写しを、FAXまたは画像データ等でおもてなし協会(主催者)へ事前に必ず提出すること。

【申請先】

粕屋保健福祉事務所 〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26

電話：092-939-1529

●臨時営業許可申請の際の住所登録は

そぴあしんぐう 〒811-0124 福岡県糟屋郡新宮町新宮東四丁目1-1

○火器・危険物・電気の取扱い及び喫煙について

- (1) 火器の利用については、以下のものに制限します。
 - ・カセットコンロ及びガスボンベ使用
 - ・発電機の利用は燃料式・ガス式とも利用可としますが、設置の際には必ず主催者の指示により設置場所を確定し、事故等の発生しない対策を講じること
- (2) カセットコンロの周囲には、可燃物を置かず、十分に周囲のものを離してください。特に、調理時の油の飛び跳ね跡や食材くずなどを残すことなく、各自清掃を徹底的にお願いいたします。
- (3) 火器を使用する店舗（ブース）ごとに使用有効期限内の消火器1個を必ずご用意をお願いします。
- (5) ブース内以外での火器使用は厳禁です。
- (6) 会場内及び駐車場内は禁煙です。喫煙は、指定された喫煙所にてお願いします。

○その他追記事項について

- (1) 各店舗は、生産者名や問い合わせ先を明確に商品に記載し、クレームや商品についての問い合わせが直接そぴあしんぐう（新宮町役場等）へ連絡がないように対応をお願いします。
- (2) コピー商品や盗品など法律に違反する物品や、社会通念上ふさわしくないと主催者及び新宮町が判断したものは販売や宣伝はできません。
- (3) 会場内での盗難や破損、事故、または販売商品による食中毒などが発生した場合は、当該出店者の責任で速やかに対応し、主催者に報告してください。
- (4) 出店に関する事故やトラブル等について、主催者は一切責任・保証を負いません。
- (5) 主な販売品目や出店品目の変更を行う場合は事前に主催者へ申し出てください。
- (6) 開催時間中は、会場駐車場への車両の移動やエリア内への車の出入りはできません。
- (7) より良いマルシェイベント作りのため、イベント終了後必ず営業報告書の提出をお願いします。
- (8) テーブル、椅子等の備品の貸出はありません。各出店者で準備をお願いします。
- (9) そぴあしんぐう建物内にテープ等でのポップ貼り出しや商品の展示は禁止です。

(2)出店品目

- ①野菜、果物、食品加工品、商工業用品、工芸品
- ②各種非営利団体等の町民向けPR活動
- ③その他主催者及び新宮町が適当と認めるもの

(3)会場設営準備・片付け・清掃など

- ①マルシェ会場準備（テント設営等）及び片付け（テント撤収）、清掃のご協力をお願いいたします。
- ②出店場所及びその周辺は、出店者が責任を持って清掃を行い、販売の際に発生したゴミ等については出店者が責任を持って回収し持ち帰ってください。
- ③飲食ができるものを提供する場合は各出店者でゴミ箱の用意をお願いします。
- ④イベント終了後、必ず清掃作業とゴミが落ちていないかの確認作業をお願いします。
- ⑤当日の気象変化による対応について、特に強風対策等の商品陳列については出店者側で行ってください。

(4)開催中止

- ①天候不良や落雷等の際は、開催を中止する場合があります。なお、開催中止の決定は主催者側で行い、開催 2日前 14時時点でのウェザーニュースの天気予報でマルシェ開催時間帯の降水確率が 70%以上の場合及びその他会場の状況を鑑みて原則中止とさせていただく事があります。中止の確認は、新宮町おもてなし協会のホームページ「新宮 navi」、各種 SNS 等で発信させていただきます。ご不明な点がございましたら、おもてなし協会（新宮町観光案内所）TEL:092-981-3470 担当責任者中村までお問い合わせください。
- ②予備日での開催はありません。年間開催スケジュール通りでの開催を予定しております。また、開催中止の場合に生じる損害については、主催者及び新宮町は補償いたしません。

(5)出店の取止めと個人情報

- ① 暴力団排除のため、出店者の個人情報を警察に照会することがあります。出店者が暴力団員又は暴力団密接関係者と認められたときは出店できません。また、登録後暴力団員又は暴力団密接関係者と認められた時は登録を取り消します。また、政治的・宗教的活動行為も同様といたします。
- ② 主催者側の指示や出店規約を遵守しない場合は、主催者の判断で出店を取り止めて頂くことがあります。
- ③ 無断での出店キャンセルや、間際での出店キャンセルをした場合は、ペナルティとして出店停止とさせていただく場合があります。また、出店に関するルールを逸脱する行為や、駐車場の無断利用等の事例が発生した際は、以後の出店を認めない場合があります。
- ④ 登録および出店申込でいただいた個人情報は厳重に保管しますが、他の事業への参加の案内等に使用する場合があります。
- ⑤ 撮影した写真等の肖像権は、すべて主催者に帰属し、記録等も含めてテレビ・新聞・雑誌・インターネット等へ掲載する場合があります。不都合がある場合は事前に主催者へお申し出ください。

(6)協会からの重要なお願い

- ① 出店後に購入者より主催者側へ、出店者に関する問い合わせがあった場合は、連絡先を購入者側へお伝えいたします。可能な限り、販売の際に、連絡先が来場者へ分かるように表示、もしくは各店舗の情報（レシートや店舗紹介カードなど）をお客様にお渡しをお願いします。
- ② 出店不参加及びキャンセルの場合、必ず開催日の 7営業日前までに事務局に連絡をお願いします。
7営業日前以降のキャンセルについては、やむを得ない事情を除き、直前キャンセルが多い店舗につきましては個別に対応をさせていただき、出店をお断りさせていただく場合があります。
- ③ 広告作成や告知強化の為、出店・欠席の連絡はお早めにお願いいたします。チラシ作成・変更に間に合わない場合がありますのでご注意ください。
- ④ 出店者様への業務連絡等につきましては、「しんぐうマルシェ」公式 LINE にてお知らせします。
各店舗様ご登録いただき、通知が受信できるように設定をお願いいたします。（詳しくは事務局へ）
- ⑤ しんぐうマルシェイベントを継続開催していく上で、新規出店者の申し込みや、集客に関する各種対応など、多くの事業者の方々がしんぐうマルシェに参加できますようご協力をお願いします。